

空き店舗リフォーム支援事業補助金

**市内市街地の空き店舗を利用した
新規出店者にリフォーム工事を支援します**
(太田市空き店舗対策リフォーム支援事業補助金)



★新型コロナウイルス感染症対策工事や備品の購入も対象となります★

<一次申請受付期間:5月17日(月)から6月18日(金)まで>

受付時間は平日9時~12時、13時~17時とさせていただきます。

なお、上記期間中は先着順ではなく補助申請額が予算に達した場合、抽選となります。

予算に達しなかった場合、6月21日(月)以降は先着順となります。(最終締切9月30日(木)まで)

対象地域

対象地域内にある空き店舗物件が対象です

都市計画法に規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域、特定用途制限地域、近隣商業地域および商業地域

※ただし、地区計画制度に定められている地区は除きます

補助条件

下記のすべてに該当する必要があります

<対象者>

- ・市税を滞納していない者(世帯全員。法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)
- ・太田市に住民登録がある者(法人の場合は、代表者が太田市に住民登録がある者)
※外国人にあっては日本国内において就労が認められる残留資格を有する者
- ・事業実施(リフォーム完了)後、3年以上継続して営業できる者
※3年間、年度末毎に確定申告書の写しなど提出条件有り

<対象物件>

- ・自己所有ではなく、賃貸借による物件であること
※所有者と生計が同一ではなく、かつ、2親等以内の親族ではないこと
- ・以前に商店リフォーム支援事業補助金又は空き店舗対策支援事業補助金を活用したことの無い店舗であること

<工事期間>

- ・補助金決定通知の日以降の工事および備品の購入で、かつ、令和4年1月31日(月)までに完了するものであること

対象業種

日本標準産業分類に基づく以下の業種が対象です

情報サービス業、専門サービス業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療業など
※ただし、下記の場合は対象外となります

- ・専用住宅の一部を改装または住宅としての貸し出しを前提としたアパート
- ・床面積の合計が1,000㎡を超える店舗および店舗内のテナント
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗
- ・夜間営業(17時以降の営業)のみの店舗
- ・市外に本店があるチェーン店又はフランチャイズ店

補助金額

リフォーム工事及び備品購入に対する補助です

〈補助対象金額〉

- ・店舗リフォーム工事費 総額20万円以上(税抜き価格)
- ・備品購入費 1品3万円以上かつ総額10万円以上(税抜き価格)

※1 一部対象とならない工事・備品があります。詳しくはお問い合わせください

※2 備品購入のみでリフォームがない場合は対象となりません。

〈補助金額〉

- ・店舗のリフォーム工事費及び備品購入費(税抜価格)の1/2
補助金の上限 近隣商業地域および商業地域の物件 200万円限度
これ以外の対象地域の物件 100万円限度

補助金の例

例1：特定用途制限地域内

リフォーム費(税抜)160万円、備品(税抜)4万円×4個 の場合
 $160万円 \times 1/2 + 4万円 \times 4個 \times 1/2 = 88万円$ ⇒ **補助金 88万円**

例2：商業地域内

リフォーム費(税抜)500万円、備品(税抜)4万円×1個 の場合
 $500万円 \times 1/2 + 4万円 \times 1個 \times 1/2 = 252万円$ ⇒ **補助金 200万円**

例3：第一種住居地域内

リフォーム費(税抜)500万円、備品(税抜)4万円×1個 の場合
 $500万円 \times 1/2 + 4万円 \times 1個 \times 1/2 = 252万円$ ⇒ **補助金 100万円**

ご注意

- ・建築基準法の規定に適合する計画にしてください。
- ・200㎡を超える特定用途への用途変更、大規模な修繕、模様替えに該当する場合は建築確認申請が必要です。
- ・空き店舗は適法に建築されたものに限りです。
- ・店舗併用住宅の場合、店舗部分の工事に限りです。
- ・すでにある対象地域内の店舗の移転先としてリフォーム工事を行う場合には、補助金交付の対象にはなりません。リフォームして新たに開業する店舗と同様、既存店舗についても引き続き営業してください。
- ・申請時の見積書に記載のある工事が対象となります。施工箇所や単価に変更のある場合、着工前に相談及び変更申請をしてください。着工後の変更は認められません。
- ・市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する業者を利用することが条件となります。見積書や領収書、請求書等は市内住所の記載がある書類に限りです。ただし、リフォーム補助を受ける個人又は法人代表者と業者(法人の場合は代表者)が同一の場合は、不可。
- ・事業完了後、1箇月以内に実績報告書類を提出してください。

<手続きの流れ>



申請に必要な書類等

◎は書式が決まっております。(HP からダウンロード又は産業政策課窓口にて配布)

◎補助金等交付申請書

- ・店舗の位置図(店舗の位置がわかるもの)
- ・店舗所有者の同意書の写し及び賃貸借契約書の写し
- ・補助金の交付を受けようとする者の履歴書(申請者の役職や職歴等)

◎開業計画書(商工会議所と協議のうえ、作成すること)

- ・住民票写し(コピー可)
(申請者の住所がわかるもの、本籍及び世帯主との続柄の記載は必要ありません)
- ・工事前の施工箇所(店舗内外)写真、購入予定の備品写真やカタログ
(カラーのみ可、A4用紙に印刷したもので可)
- ・工事、備品購入明細のわかる見積書(宛先と申請者名が一致するようにしてください)

◎太田市税等完納照合票(世帯員全員に滞納がないことを確認します)

収納課(本庁舎2階)にて照合してください。(法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)

◎消防予防課確認票

消防本部予防課にて相談してください。

◎誓約書

- ・店舗の開業にあたって必要となる免許、資格、許可証等の写し。

※業者発行書類(見積書等)には業者の印が必要となります。

変更する場合に必要な書類等

◎補助金等交付変更申請書

- ・工事明細のわかる見積書(宛先と申請者名が一致するようにしてください)

※補助金額に変更のある場合は、補助金等交付決定変更通知書がお手元に届いてから工事を着工してください。

報告に必要な書類等

◎補助金等実績報告書

◎補助金等請求書

- ・領収書写し(宛先と申請者名が一致するようにしてください。金額によっては収入印紙が必要となります。)
- ・工事、備品購入明細書
- ・工事途中及び工事後の施工箇所の写真及び購入備品の写真
(A4用紙に貼ったもの又はA4用紙に印刷したものでカラーのみ可)

※業者発行書類(明細書、領収書等)には業者の印が必要となります。

対象工事

対象	対象工事の例（新型コロナウイルス感染症対策工事含む）
<p style="text-align: center;">工 事 （市内業者による 施工であること）</p>	<p>【対象となる工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の修復（張替え、防水など） ・床材、内壁、天井の張替え、内装の塗装など ・襖、障子、網戸、畳の張替え ・床、壁、窓、天井などの断熱に関するもの ・外壁の塗り直し ・扉の交換 ・窓ガラス、サッシの交換 ・ドアの電動化 ・店舗間仕切りの変更 ・建物に付属した看板、オーニング（日よけ）等の修復や設置 ・床、内壁、天井のクロス張替えや塗り替え ・厨房の改修 ・給排水、衛生（換気を含む）設備に関するもの ・給湯設備に関するもの ・電気、ガスに関するもの ・エアコンの設置、その他空調に関するもの ・客用の洗面、トイレの改修や水周りに関するもの ・（理・美容業）の客用椅子の取替え ・防災設備に関するもの <p>【対象とならない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫、物置き、倉庫等の設置 ・門扉、ブロック塀の設置や駐車場など ・植樹、剪定などの植栽に関するもの ・太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの ・建物に付属していない看板 ・外構工事及び屋外設備の設置 ・防犯用のカメラ及びライトの設置 ・清掃、シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布、消臭、塗布、抗菌処理など ・浄化槽の設置、修繕 ・工事費が特段、高価と認められるもの ・店舗等で必要であると認められないもの

対象備品

対象	対象備品の例（新型コロナウイルス感染症対策備品含む）
備品 （市内業者から 購入すること）	<p>【対象となる備品】（税抜き1品3万円以上のもの）</p> <ul style="list-style-type: none">• 椅子、テーブル• カーテン、ブラインド• 商品陳列棚（ショーケース）• 業務用冷蔵庫、冷凍庫• その他店舗等の改装等に伴い必要となる家具や電化製品 <p>【対象とならない備品】</p> <ul style="list-style-type: none">• 店舗等で必要であると認められないもの• 事務用品（コピー機、パソコン、FAX、ソフトウェア等）• 家庭用電気機械器具（家電）• 消火器などの消防用品や各種防災用品• 自らの店舗で商品となり得るもの• 消耗品（コピー用紙、筆記用具、書籍等）• 購入価格が特段、高価と認められるもの

お問合せ（平日8時30分～17時15分）
太田市役所産業政策課商業係（太田市役所5階）
直通：0276-47-1834
E-mail：025300@mx.city.ota.gunma.jp